

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	子ども・子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うことに関し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市

公表日

令和7年6月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用する場合の支給認定、保育利用申込に対する利用調整、特定教育・保育施設等へのあつせん、要請、事業者（所）の認可・確認、給付費の審査・支払、利用者負担額の管理、徴収等を行う。 特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、同法施行令（政令）、同法施行規則（府令）その他関係政省令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年相模原市条例第41号。）の規定に従い、次の事務に利用している。 1. 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定事務 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を決定し、保護者に支給認定証等を交付する。また、認定区分等に変更が生じた場合は、認定変更を行う。 2. 利用調整事務 保育利用申込者に対し、保育の必要性・優先度に応じて利用調整を行い、施設へのあつせん・要請を行う。 3. 利用者負担事務 保護者の所得に応じて認定区分ごとに利用者負担区分を決定し、保護者に通知する。認可保育所及び公立の認定こども園の利用者に対しては、利用者負担額の収納管理、滞納処理を行う。 4. 給付費等の審査・支払事務 特定教育・保育施設等を利用した保護者の給付管理を行い、事業者及び保護者への支払事務を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援関連個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第9項、第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第17項、第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	保育課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長 DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 こども・若者未来局 保育課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8341

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども・子育て支援に係る事務では、特定個人情報の記載がある申請書類の保管や保存期間満了となったものの廃棄等、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行うようにしており、人為的なミスへの対策は十分であると考えている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された紙媒体の紛失等の対策が非常に重要であるため、特定個人情報ファイルの収集や受領について件数等を記録することを徹底しているほか、委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する規定を設けるといった情報保護管理に係る取り組みを講じていることから、当該対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保育課長 若林和彦、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 鈴木葉子、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、情報政策課長 二瓶行	保育課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、情報政策課長	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更における変更項目のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、特定教育・保育施設等を利用する場合の支給認定、保育利用申込に対する利用調整、特定教育・保育施設等へのあっせん、要請、事業者(所)の認可・確認、給付費の審査・支払、利用者負担額の管理、徴収等を行う。 特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、同法施行令(政令)、同法施行規則(府令)その他関係政省令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)の規定に従い、次の事務に利用している。 1. 支給認定事務 支給認定を決定し、保護者に支給認定証を交付する。また、認定区分等に変更が生じた場合は、認定変更を行う。 2. 利用調整事務 保育利用申込者に対し、保育の必要性・優先度に応じて利用調整を行い、施設へのあっせん・要請を行う。 3. 利用者負担事務 保護者の所得に応じて認定区分ごとに利用者負担区分を決定し、保護者に通知する。認可保育所及び公立の認定こども園の利用者に対しては、利用者負担額の収納管理、滞納処理を行う。 4. 給付費の審査・支払事務 特定教育・保育施設等を利用した保護者の給付管理を行い、事業者が法定代理受領するための支払事務を行う。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用する場合の支給認定、保育利用申込に対する利用調整、特定教育・保育施設等へのあっせん、要請、事業者(所)の認可・確認、給付費の審査・支払、利用者負担額の管理、徴収等を行う。 特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法、同法施行令(政令)、同法施行規則(府令)その他関係政省令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)の規定に従い、次の事務に利用している。 1. 教育・保育認定及び施設等利用給付認定事務 教育・保育認定及び施設等利用給付認定を決定し、保護者に支給認定証等を交付する。また、認定区分等に変更が生じた場合は、認定変更を行う。 2. 利用調整事務 保育利用申込者に対し、保育の必要性・優先度に応じて利用調整を行い、施設へのあっせん・要請を行う。 3. 利用者負担事務 保護者の所得に応じて認定区分ごとに利用者負担区分を決定し、保護者に通知する。認可保育所及び公立の認定こども園の利用者に対しては、利用者負担額の収納管理、滞納処理を行う。 4. 給付費等の審査・支払事務 特定教育・保育施設等を利用した保護者の給付管理を行い、事業者及び保護者への支払事務を行う。	事後	重要事項に当たらない (法改正に伴う文言の修正のため)
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない (時点修正のため)
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない (時点修正のため)
令和1年6月27日	IV リスク対策	なし	記載のとおり	事後	重要事項に当たらない (基礎項目評価書の様式変更における追加項目のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 企画財政局 企画部 情報政策課	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 総務局 情報政策課	事後	重要な変更には該当しない (人事異動に伴う変更)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない (時点修正のため)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない (時点修正のため)
令和3年6月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 総務局 情報政策課	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 総合政策部 DX推進課	事後	重要な変更には該当しない (人事異動に伴う変更)
令和3年6月18日	I 関連情報 6.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保育課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、情報政策課長	保育課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、DX推進課長	事後	重要な変更には該当しない (人事異動に伴う変更)
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない (時点修正のため)
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない (時点修正のため)
令和5年5月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2の13の項及び116の項	番号法第19条第8号 別表第2の13の項及び116の項	事後	重要な変更には当たらない (法令の形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月18日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 総合政策部 DX推進課	こども・若者未来局 保育課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 市長公室 DX推進課	事後	重要な変更にあたらない (組織の名称変更)
令和5年4月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	重要な変更該当しない (時点修正のため)
令和5年4月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	重要な変更該当しない (時点修正のため)
令和7年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	子ども・子育て支援制度管理システム、共通基盤システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー	事前	重要な変更該当する (基幹業務システムの統一・標準化における、ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行は、基本的に「重要な変更」に該当すること。施設等利用給付システムは標準化により子ども・子育て支援システムに組み込まれる)
令和7年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第1の8項及び94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項から第7項	番号法第9条第1項 別表の第9項、第127項	事後	重要な変更該当しない (根拠法令の修正)
令和7年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の13の項及び116の項	【情報提供】 なし 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第17項、第155項	事後	重要な変更該当しない (根拠法令の修正)
令和7年6月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	重要な変更該当しない (時点修正のため)
令和7年6月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	重要な変更該当しない (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	重要な変更には該当しない (記載誤り修正のため)
令和7年6月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 判断の根拠: 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども・子育て支援に関する事務では、特定個人情報の記載がある申請書類の保管や保存期間満了となったものの廃棄等、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行うようにしており、人為的なミスへの対策は十分であると考えている。	事後	重要な変更には該当しない (様式改正による追加項目のため)
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 判断の根拠: 特定個人情報が記載された紙媒体の紛失等の対策が非常に重要であるため、特定個人情報ファイルの収集や受領について件数等を記録をすることを徹底しているほか、委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する規定を設けるといった情報保護管理に係る取り組みを講じていることから、当該対策は「十分である」と考える。	事後	重要な変更には該当しない (様式改正による追加項目のため)